

**(介護予防)認知症対応型共同生活介護 変更届提出書類**

変更届出書（2号様式）に下記の必要書類を添付して提出してください。（変更後10日以内に提出が必要）

変更する事項	添付書類	留意点
事業所・施設の名称	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 付表4	事業所名が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続が必要です。
事業所・施設の所在地	<input type="checkbox"/> 平面図、不動産登記事項証明書、設備等一覧表、運営規程 <input type="checkbox"/> 付表4  ※借地・借家の場合は賃貸契約書の写し	
法人名称、所在地、その他登記事項証明書、条例等	<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書 ※移転に際し、法人の電話、FAXが変更になる場合は、変更届出書に記載してください。	
法人代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	<input type="checkbox"/> 法人登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 認知症対応型サービス事業開設者研修修了証書の写し <input type="checkbox"/> 経歴書・実務経験証明書（資格がわかるもの） <input type="checkbox"/> 誓約書	
建物の構造、設備、専用区画の変更	<input type="checkbox"/> 平面図（各部屋の用途、面積を明示） <input type="checkbox"/> 変更された部分の写真 <input type="checkbox"/> 設備等一覧表 <input type="checkbox"/> 付表4	
管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	<input type="checkbox"/> 経歴書・実務経験証明書（資格がわかるもの） <input type="checkbox"/> 認知症対応型サービス事業管理者研修修了証書の写し又は認知症高齢者グループホーム管理者研修修了証書の写し <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 勤務表（事業所全体） <input type="checkbox"/> 付表4	・結婚等による氏名変更の場合は、当該管理者の変更届出書、改姓が確認できる書類 ・住所のみ変更の場合は、変更届出書のみで可。
介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 勤務表（事業所全体） <input type="checkbox"/> 介護支援専門員登録証明書又は介護支援専門員証の写し <input type="checkbox"/> 実践者研修又は基礎課程の研修修了証書の写し <input type="checkbox"/> 介護支援専門員一覧	・結婚等による氏名変更の場合は、変更届出書、改姓が確認できる書類 ・介護支援専門員でない計画作成担当者の場合は経歴書（認知症についての介護サービスの計画作成に実務経験があるもの。任意の様式）
運営規程	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 付表4	
利用定員の増減	<input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 勤務表（事業所全体） <input type="checkbox"/> 必要な職種の資格証の写し <input type="checkbox"/> 付表4	
協力医療機関の名称・契約内容及び施設との連携・支援体制	<input type="checkbox"/> 協力医療機関との契約書等の写し（協力医療機関の場合） <input type="checkbox"/> 連携及び支援体制にかかる契約書又は協定書の写し（施設の場合） <input type="checkbox"/> 連携体制及び支援体制の概要（施設の場合） <input type="checkbox"/> 付表4	

※登記事項証明書は原本を提出してください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）に下記の必要書類を添付して提出してください。

介護給付費算定に係る体制	<input type="checkbox"/> 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 <input type="checkbox"/> 加算算定に当たり必要な添付書類	下記を参考にしてください。
--------------	---	---------------

※介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護報酬の加算等）に関する情報は、介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報となりますので、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要（変更がなければ提出不要）となります。

※届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定

※処遇改善加算等は、加算を算定する月の前々月末日までに届出が必要